概要版

第3期
安堵町子ども・子育て支援事業計画

ー 子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち ー

令和7年3月

安堵町

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

少子化の進行とともに家庭や地域を取り巻く環境が変化する中で、子どもが安心して健やかにはぐくまれるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくために、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に始まりました。

安堵町（以下、「本町」という。）では、令和２年３月に「第２期安堵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状を踏まえ、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第３期安堵町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第１項による市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画、「成育医療等基本方針」による成育医療等に関する計画を兼ねるものとします。

計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。ただし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行っていくものとします。

年度	R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
安堵町 子ども・子育て 支援事業計画	第２期計画（前回計画）					第３期計画（本計画）				

基本的な方向性

計画の基本理念

明日を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かすことができません。また、子どもだけでなく、子どもを取り巻く周りの人が子育てを通して幸福や喜びを感じながら共に希望を持って生活できるまちを目指し、前回計画に引き続き、本計画の基本理念を「子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち」と定めます。

子どもが自ら「育つ」という視点をより重要視し、また保護者は子どもが育つうえでの第一義的責任を担うという前提のもと、私たち住民一人ひとりが子育ての担い手であるという意識を持ちながら、生涯を通してだれもが安心して健やかに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

基 本 理 念

子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち

計画の目標

目標１　子どもがすくすく育つ仕組みづくり

発達段階に適した教育・保育を提供するとともに、子どもの心身の健全な発達・育成を総合的に支援します。また、子どもが自らの力で学び健やかに成長するため、幼児教育・学校教育を充実します。

目標２　子どもがのびのび育つ家庭づくり

子育て家庭をサポートする地域資源を活用した取り組みの推進や、男女が共に子育てをし、子育ての喜びを共有するという意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。

目標３　子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり

子どもが安心して外で遊び、安全に通園・通学できるよう、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備を進めるとともに、子どもが事故や犯罪被害に遭わないよう、関係機関と連携し子どもの安全の確保に努めます。また、学校、家庭及び地域が相互に連携し、社会全体で子どもをはぐくむ意識を醸成します。

施策の展開

1　子どもがすくすく育つ仕組みづくり

（1）教育・保育の充実

幼児期から切れ目なく教育・保育を一体的に提供できるよう、こども園と小学校の連携を強化するとともに、各種事業を推進します。また、多様化する子育てのニーズや保護者の不安に対応できるよう、各種の子育て支援サービスの充実を図ります。

施策内容		実施事業（抜粋）
① 保育サービス・子育て支援サービス	▶▶▶	各種保育事業・子育て支援サービス
② 確かな学力の向上	▶▶▶	指導方法の改善（少人数指導）、学びのひろば

（2）心身の健やかな成長に向けた支援の充実

妊娠・出産に係る不安や保護者の育児に関する不安の軽減を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支えるため、各種母子保健事業や小児医療体制の充実、健康づくり支援等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図ります。

施策内容		実施事業（抜粋）
① 母子保健・医療の充実	▶▶▶	妊産婦訪問、相談支援・電話相談
② 健康づくりと食育の推進	▶▶▶	歯磨き教室、親と子の食育教室
③ 学童・思春期における保健対策の充実	▶▶▶	児童生徒自立支援事業、心身の健康づくり

（3）特別な支援が必要な子どもへの対応

きめ細かな支援が必要な子どもについて、安堵こども園や安堵小学校、安堵中学校、行政等、それぞれの立場において支援を行います。

施策内容		実施事業（抜粋）
① 障害のある子どもへの支援	▶▶▶	障害児保育、特別支援教育
② 困難を抱える子どもへの支援	▶▶▶	子どもの貧困対策、食のたすけあい事業

2　子どもがのびのび育つ家庭づくり

（1）子育てしやすい家庭環境づくり

子どもの育ちや子育てに関する保護者の不安感や負担感を軽減するため、経済的支援や子育て力向上のための家庭教育、仕事と家庭を両立するための支援、虐待防止に向けた支援等を行います。

施策内容		実施事業（抜粋）
① 経済的支援の充実	▶▶▶	子ども医療費助成制度、児童手当
② 家庭教育への支援の充実	▶▶▶	「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動の推進
③ 子育て家庭への支援	▶▶▶	共働き・共育ての推進
④ 虐待防止に向けた支援	▶▶▶	児童虐待防止の普及・啓発、育児相談機能の強化

3　子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり

（1）子どもの安全の確保

子どもが安全に地域で暮らし、遊び、成長していくため、子どもを交通事故や犯罪等の危険から守り、事故や犯罪被害を防止するための講座の開催や指導の実施を通して、安全・安心なまちの中で子どもたちが育っていけるような整備・支援を進めます。

施策内容		実施事業（抜粋）
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	▶▶▶	交通安全街頭啓発活動
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	▶▶▶	子どもの交通安全・防犯
③ 子どもの健全育成の推進	▶▶▶	公園や道路等の整備

（2）地域による子育ての充実

少子化や核家族化が進む中で、子どもと子育て家庭を支える地域の存在は欠かすことができません。地域のボランティアや安寿会（町老人会）等との交流を促進し、子どもの成長をサポートします。また、育児不安や虐待、いじめ、青少年期の問題等、さまざまな問題に対処するため、引き続き、住民・関係団体・行政機関・医療機関等が連携・協力するネットワークの構築を図ります。

施策内容		実施事業（抜粋）
① 地域における子育て支援の充実	▶▶▶	地域子育て支援拠点事業、安堵こども食堂支援事業
② 子育て支援ネットワークの確立	▶▶▶	子育て支援ネットワークの確立

量の見込みと確保の内容

事業の提供区域の設定

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を１圏域（全町）とします。

量の見込みと確保の方策

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する必要があります。

本計画の「量の見込み」については、各事業の利用実績等を踏まえて算出しており、本町ではそれぞれの事業の量の見込みに応じた提供体制を確保していく予定です。

（１）教育・保育事業の量の見込み

単位：実利用人数

	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度	R11 年度
１号認定	16	14	14	13	14
２号認定	79	67	66	61	66
３号認定	39	45	43	41	40
合計	134	126	123	115	120

認定区分について

教育・保育事業は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、以下の３つの認定区分に分けられます。また、それぞれの認定区分によって、利用できる施設や利用時間が異なります。

年齢	３歳以上		０～２歳
認定区分	１号認定 （教育標準時間認定）	２号認定 （保育認定）	３号認定 （保育認定）
利用できる施設	・幼稚園 ・認定こども園 （教育部分利用）	・保育所 ・認定こども園 （保育部分利用）	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

区分・事業		単位	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度	R11 年度
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	実利用人数	20	19	19	18	18
	放課後児童健全育成事業	実利用人数	70	69	64	64	53
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	実利用人数	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	実利用人数	1	1	1	1	1
	地域子育て支援拠点事業	延べ利用回数	1,294	1,259	1,224	1,167	1,190
	一時預かり事業（幼稚園型）	延べ利用人数	30	26	25	23	25
	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	延べ利用人数	663	657	663	652	694
	病児保育事業	延べ利用人数	1	2	3	3	3
	利用者支援事業	か所数	2	2	2	2	2
	妊婦等包括相談支援事業【新規事業】	延べ利用回数	147	147	141	135	129
	乳児家庭全戸訪問事業	実利用人数	29	28	28	27	26
	養育支援訪問事業	実利用人数	5	5	4	4	4
	子育て世帯訪問支援事業【新規事業】	延べ利用人数	51	49	47	46	44
	親子関係形成支援事業【新規事業】	実利用人数	5	5	4	4	4
	妊婦健康診査	実利用人数	49	49	47	45	43
	産後ケア事業【新規事業】	延べ利用人数	12	14	16	18	20
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業】	必要定員数	0	3	3	3	3

成育医療等基本方針に基づく評価指標

本計画は成育医療等に関する計画を包含していることから、成育医療等基本方針に基づく評価指標を設定し、取り組みの推進を図ります。

成育医療等基本方針に基づく評価指標（抜粋）

指標名	現状値	目標値
産後ケア事業の利用率	13.0%（令和６年度）	20%（令和 11 年度）
この地域で子育てをしたい親の割合	91.1%（令和５年度）	95%（令和 11 年度）

計画の推進にあたって

計画の推進の担い手と役割

（１）子ども・家庭・地域

①子どもたち自身が、自分の持っている力を伸ばして育とうとする意欲を持つこと。
②子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭が、社会の基礎となり、子どもを育てる力を持つこと。
③地域が人と人とのつながりを大切にして、子どもや子育て家庭を見守り、支える意識を持つこと。
　それらがうまく発揮できるまちになるため、地域住民と共に、地域全体で子育てを支援していく体制づくりをさらに進めます。

（２）関係機関・関係行政

住民や住民組織等の理解と自主的な取り組みを支援するなど、持てる地域資源を最大限に活用しながら、住民と行政が協働して推進していく体制の整備に努めます。そして、地域における子育て支援や子育て相談、母子保健施策、児童の健全育成対策等の充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、ＰＤＣＡサイクルの考え方を踏まえ、庁内関係各課において計画の進行状況等の評価・点検を行うとともに、「子ども・子育て会議」を毎年度実施し、施策の実施状況等についての評価・検証を行います。

第３期安堵町子ども・子育て支援事業計画　概要版

発行年月：令和７年３月　発行・編集：安堵町　子ども家庭推進室

〒639-1061　奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 番地　TEL：0743-57-1591　FAX：0743-57-1592